

## 「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要」論文審査要領

2021年3月22日 学長裁定  
2022年9月14日 一部改定  
2023年5月11日 一部改定  
2023年6月15日 一部改定

この論文審査要領は、一般社団法人日本体育学会誌「体育学研究」論文審査に関する申し合わせ、および論文審査要領より引用したものである。

### 1. 審査員の選出

- (1) 投稿論文の審査員は、図書・学術委員会（以下、「委員会」という。）が選出する。
- (2) 投稿論文の内、原著論文および研究報告は、2名の審査員を選出し、審査を依頼する。
- (3) 投稿論文の内、課題研究論文、文献・資料紹介、その他研究・教育活動は、1名の審査員を選出し、審査を依頼する。
- (4) 委員会が必要であると認めた場合、学外の者に審査を依頼することがある。

### 2. 審査期間

- (1) 新規投稿論文の審査期間は、原則として4週間とする。
- (2) 再提出論文の審査期間は、原則として2週間とする。

### 3. 審査方法

- (1) 「びわこ成蹊スポーツ大学人間を対象とする研究に関する倫理規程」に則った研究であることを確認する。判断が難しい場合、図書課へ問い合わせることができる。
- (2) 審査員は、原則として、2回目以降の審査において、新たな事柄の指摘あるいは修正要求をすることはできない。ただし、執筆者による修正によって新たに生じた照会事項および修正事項については、この限りではない。
- (3) 審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、照会事項、修正要求事項を明確にする。
- (4) 審査員は執筆者に自分の考えを押しつけることや侮辱するような表現をしてはならない。なお、コメントに不適切な表現であると判断した場合、委員会が該当部分を削除および修正することができる。
- (5) 審査員は、「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要投稿要領」および「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要投稿の手引き」に基づいて論文の審査を行う。
- (6) 提出論文の審査は2回とする。3回目以降は、委員会の判断を優先させることができる。なお、3人目の審査員が選出された場合は、その時点を1回目とする。
- (7) 原著論文および研究報告の審査員は、判定結果と判定理由をPDFファイルで図書課へ提出する。
- (8) 課題研究論文、文献・資料紹介、その他研究・教育活動の審査は、判定は行わず文章の校正および誤字脱字等の修正を行い、修正理由をPDFファイルで図書課へ提出する。
- (9) 英文抄録は審査の対象としない。

(10) 審査員は、原則として投稿論文の掲載可否が決定するまで、執筆者、他の審査員および委員会委員と審査に関わる連絡を取ることはできない。

#### 4. 審査員による判定

審査員による判定基準は、A（掲載可）、B（修正再審査）、C（掲載不可）、D（審査困難）の4段階とする。なお、「条件つきA」などといった曖昧な判定はしない。また、執筆者が指定した論文の種類に応じた観点から判定し、「原著論文としての投稿であるが、研究資料としてA」といった判定はしない。

- (1) A判定は、誤字脱字等のケアレスミスがなく、そのまま掲載が可能な論文とする。
- (2) B判定は、誤字脱字等のケアレスミスも含めて内容の修正が必要な論文とする。
- (3) C判定は、論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文とする。
- (4) D判定は、何らかの理由で論文の審査が困難な論文とする。この場合、委員会は直ちに他の審査員を選び、審査を依頼する。

#### 5. 掲載可否の決定

委員会は、審査員の判定結果に基づき、投稿論文の掲載の可否を以下の基準で決定する。

- (1) 審査員が1名の場合は、判定は行わず審査結果による修正が行われた後に掲載可とする。
- (2) 審査員が2名の場合は、次のように決定する。
  - (A, A) の場合「掲載可」
  - (A, B), (B, B) の場合「修正再審査」
  - (C, C) の場合「掲載不可」
  - (A, C), (B, C) の場合、委員会は3人目の審査員を選出する。
- (3) 審査員が3名の場合は、次のように決定する。
  - (A, C, A) の場合「掲載可」
  - (A, C, B) の場合「修正再審査」
  - (A, C, C) の場合「掲載不可」
  - (B, C, A) の場合「修正再審査」
  - (B, C, B) の場合「修正再審査」
  - (B, C, C) の場合「掲載不可」

#### 6. 審査結果の通知

委員会は審査結果を速やかに執筆者および審査員に通知する。

- (1) A（掲載可）もしくはC（掲載不可）となった場合、判定結果と判定理由を執筆者に送付する。
- (2) 「修正再審査」の場合は、審査員の判定結果と判定理由を執筆者に送付し、論文の修正・再提出を求める。この際、2名の審査員の意見が矛盾する、不適切な表現があるなど、そのまま執筆者に送付することに問題がある場合、委員会は必要に応じて審査員と調整を行う。

## 7. 再提出論文に対する審査

- (1) 再提出論文はB判定の審査員が再度審査する。
- (2) 論文の再提出に際して、執筆者は再提出論文とは別に審査員の指摘に対する修正内容を簡潔にまとめた回答書を作成し、PDF ファイルで図書課へ提出する。なお、課題研究論文、文献・資料紹介、その他研究・教育活動については、この限りではない。
- (3) 再審査の結果により、以下の基準で審査結果を決定する。
  - ①それまでの審査と合わせ A が 2 つの場合は「掲載可」、C が 2 つの場合は「掲載不可」とする。
  - ②初めてC がついた (A, C) (B, C) の場合は、上記 5-(2)に従う。
  - ③B の場合は「修正再審査」とする。
- (4) 審査結果は、上記 6 に従って執筆者に通知する。

8. この論文審査要領は、委員会の決議により改正することができる。

### 附 則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

### 附 則（2022年9月14日）

この要領は、2022年9月14日から施行し、2022年4月1日から適用する。

### 附 則（2023年5月11日）

この要領は、2023年5月11日から施行し、2023年4月1日から適用する。

### 附 則（2023年6月15日）

この要領は、2023年6月15日から施行し、2023年4月1日から適用する。